

飲料水検査

作成日：平成27年11月



飲料水検査の概要

- ◇私たちの生活に欠くことのできない水（水道水、飲料水）は、食生活において直接摂取するため、健康への影響が大きいと言えます。
- ◇水道法では安全で良質な飲料水を供給するために、51項目の水質基準が設定されており、飲料水検査ではこれらの基準に適合しているか否かの検査を定期的に行います。

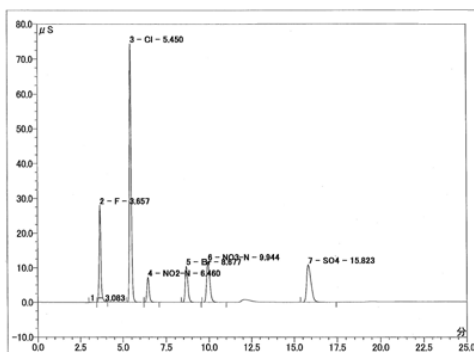
分析事例

- ◇飲料水水質検査（水道水、井戸水）
- ◇簡易専用水道、特定建築物の飲料水検査

関係法規

- ◇水道法
- ◇建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）

分析例



イオンクロマトグラフによる塩素イオン、硝酸イオン、亜硝酸イオン、フッ素、ホウ素の分析例



株式会社

タツタ環境分析センター

<http://www.tatsuta.co.jp/bunseki/>

基準値等

◇水道水質

項目	水質基準 (mg/L)
一般細菌	集落数100以下
大腸菌	不検出
カドミウム及びその化合物	0.003
水銀及びその化合物	0.0005
セレン及びその化合物	0.01
鉛及びその化合物	0.01
ヒ素及びその化合物	0.01
六価クロム化合物	0.05
亜硝酸態窒素	0.04
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10
フッ素及びその化合物	0.8
ホウ素及びその化合物	1.0
四塩化炭素	0.002
1,4-ジオキサン	0.05
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
ジクロロメタン	0.02
テトラクロロエチレン	0.01
トリクロロエチレン	0.01
ベンゼン	0.01
塩素酸	0.6
クロロ酢酸	0.02
クロロホルム	0.06
ジクロロ酢酸	0.03
ジブロモクロロメタン	0.1
臭素酸	0.01
総トリハロメタン	0.1
トリクロロ酢酸	0.03
ブロモジクロロメタン	0.03
ブロモホルム	0.09
ホルムアルデヒド	0.08
亜鉛及びその化合物	1.0
アルミニウム及びその化合物	0.2
鉄及びその化合物	0.3
銅及びその化合物	1.0
ナトリウム及びその化合物	200
マンガン及びその化合物	0.05
塩化物イオン	200
カルシウム、マグネシウムなど(硬度)	300
蒸発残留物	500
陰イオン界面活性剤	0.2
ジェオスミン	0.0001
2-メチルイソボルネオール	0.0001
非イオン界面活性剤	0.02
フェノール類	フェノールとして0.005
有機物(全有機炭素の量)	3
pH	5.8~8.6
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2語以下



株式会社

タツタ環境分析センター <http://www.tatsuta.co.jp/bunseki/>

本社 〒578-8585 東大阪市岩田町2丁目3番1号
TEL:06-6725-6688

奈良営業所 〒634-0072 奈良県橿原市醍醐町296-1
TEL:0744-24-3229

三重営業所 〒518-0627 三重県名張市桔梗が丘7番町3-4
Mビル202号
TEL:0595-66-2702

福知山事務所 〒620-0853 福知山市長田野町3丁目17番地
(タツタ電線京都工場)
TEL:0773-27-3331~3(総務係)

兵庫営業所 〒661-0003 兵庫県尼崎市富松町1-37-22
TEL:06-6426-3222

神奈川事業所 〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎3丁目3番5号
TEL:0467-87-0967

福岡営業所 〒810-0022 福岡市中央区薬院1-13-8
九電不動産ビル5階
TEL:092-761-7354

名古屋営業所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅5-5-22
名駅DHビル6階
TEL:052-586-4134

沖縄営業所 〒901-2131 沖縄県浦添市牧港2-4-1
TEL:098-875-0817